

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 月 1 3 日

## 令和3年松戸市農業委員会1月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和3年1月13日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 関係課出席職員

農政課長	加藤広之	主事	山本雄大
------	------	----	------

### 1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	渡邊憲生
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子

## 開会 午後 3時00分

議 長 皆さん、明けましておめでとうございます。

定刻になりましたので、ただいまより令和3年1月総会を開催いたしたいと思えます。

それでは、本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により総会会議が成立しております。

---

### ◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号15番、渡邊慶弘委員、議席番号1番、加藤一郎委員の両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告いたします。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からのご報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

---

### ◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第3号となっております。

なお、報告事項については、第1号から第8号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

---

### ◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願ひいたします。

農政課長 農政課長の加藤でございます。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件が1件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしております参考資料の1ページから2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑、面積は2,033平方メートルでございます。利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、ナス及びキュウリ、ホウレンソウを主体に栽培する計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の1番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

**渡邊委員** はい。

はい、渡邊慶弘委員。

**渡邊委員** 15番、渡邊慶弘です。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。今回の案件は再設定とのことですので、私は賛成したいと思います。お諮り願います。

**議 長** ただいま渡邊委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席いたします。

ありがとうございました。

◎議案第2号

議長 それでは、議案第2号の1番 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号5番、山室一美でございます。

去る1月5日火曜日、議案第2号、3号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告させていただきます。

当日は、鈴木榮一第2審査会会長を初め、杉浦勇司農業委員、湯浅雅之推進委員、小暮俊推進委員と私の5名による現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明させていただきます。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告させていただきます。

では、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明させていただきます。

議案書の3ページ、議案参考資料につきまして3ページから8ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところでございます。

申請理由は、隣接する自己所有のアパートにおいて、共同住宅利用者の駐車場が不足していることから、貸駐車場として使用するためです。

施設の概要については、普通自動車7台分の駐車場で、整地については、全面浸透性アスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側は1.95メートルのブロック積み、南側は既存フェンスを利用いたします。

審査会では、現地調査の際に道路との境界杭の確認ができなかったことから、工事施工時に境界査定図のとおり境界杭の設定を行うことの下承を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うことから残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

農地区分について、申請地は基準点となる鉄道の駅の周囲から半径1キロメートル以内の区域で、全体の面積に占める住宅の割合が40%を超えており、市街地化となることが見込まれる地域であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしく審議のほど、お願いいたします。

**議 長** ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さんは発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

**湯浅委員** 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

**議 長** ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第2号の2番について説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

**第2審査会第1審査班座長** それでは、議案第2号の2番についてご説明させていただきます。

議案書の3ページ、議案参考資料については9ページから15ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の9ページのところでございます。

申請理由は、申請隣接地にある社会福祉法人より駐車場が必要との要望があったためです。施設の概要については、普通車36台分の駐車場です。

整地については、全面浸透性アスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで浸透性アスファルト及び施設側にU字溝を新設し、貯留槽にためた後ポンプアップし、公道のU字溝に放流いたします。

被害防除については、敷地境界にはコンクリートブロックの上に1.2メートルのネットフェンスを設置し、土砂の流出及び日照、風通しを確保いたします。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでございます。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及び、その農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

審査会では、駐車場の必要性及び台数の根拠について質問したところ、24時間勤務のため、職員のシフト入替えの際に引継ぎがあるためシフトが重なっていることや、毎月800件前後の面会者があること及びドクターなどの訪問も多いことから、駐車場の必要性について回答を得ました。

以上、議案第2号の2番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議 長** ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございますが、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤正芳委員。

**加藤（正）委員** 議席番号2番、加藤正芳です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

**議 長** ただいま加藤正芳委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

---

### ◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明させていただきます。

議案書の5ページ、議案参考資料については17ページから22ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の17ページのところでございます。

権利の形態は売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、現在、運送業を営んでおりますが、申請地の隣接地が既存施設としてありますが、トラックの駐車台数が不足していることから、申請地を取得し駐車場用地として使用するためです。

施設の概要については、10トントラック11台分の駐車場です。

整地については、全面砂利敷きといたします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側、東側の隣接地との境は高さ1.5メートルから3.8メートルのH型鋼矢板土留擁壁を地表面に設置し、砂利の流出を防止いたします。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを



説明して、理解されたところでございました。

農地区分については、申請地は基準点となる鉄道の駅の周囲から半径1キロメートル以内の区域で、全体の面積に占める住宅の割合が40%を超えており、市街地化とすることが見込まれる地域であることから、第2種農地と判断いたしました。

審査会では、H型鋼矢板土留擁壁を設置するに当たっての質問をしたところ、隣接地に砂利の流出などの被害が出た場合には対処しますとの報告を受けました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当の意見決定を行いました。よろしく審議のほど、お願いいたします。

**議 長** ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

**渡邊委員** はい。

**議 長** はい、渡邊洋子委員。

**渡邊委員** 議席番号10番、渡邊洋子です。

近隣地への配慮はされていますので、審査会意見に賛成いたします。お諮りください。

**議 長** ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号の2番について説明をお願いいたします。

**第2審査会第1審査班座長** それでは、議案第3号の2番についてご説明させていただきます。

議案書の5ページ、議案参考資料については24ページから28ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の24ページのところでございます。

権利の形態は売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、現在、父及び祖母と同居しておりますが、結婚を機に生前贈与で父及び祖母から申請地を譲り受け、専用住宅を建築するためです。

施設の概要については、木造2階建て、延べ床面積は107.23平方メートル、駐車場3台分です。

整地については、建物南側の庭部分は芝敷きとし、道路後退用地、それ以外は転圧舗装を行います。

排水については、雨水は浸透管を設置し、前面道路に埋設されている雨水管へ放流いたします。汚水雑排水は合併浄化槽を設置し、処理後は前面道路に埋設されている雨水管へ放流いたします。

給水については、隣接地の既存井戸を利用いたします。

被害防除については、外周を隣接境界線から1メートル離し、ブロック積み土留め及び簡易フェンスで囲います。

審査会では、隣接する果樹畑と当該住宅が近接していることから、農薬散布等に対する住宅への影響が懸念されるため、様々な議論がなされたところでございます。いま一度申請者に確認を行い、審査会翌日の1月6日付で建物への影響の可能性については十分理解し、周辺の農作業に対して異議・苦情を申さない旨の誓約書の提出がありました。

費用については、全額、父及び祖母からの借入れで賄うとのことから、融資承諾書と父と祖母の残高証明を確認いたしました。

他法令については、都市計画法上が該当しますが、関係各課と事前協議済みでございます。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでございます。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に基準点となる市役所支所が存在していることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議 長** ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

議長 長 はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成いたします。お諮りください。

議長 長 ただいま山崎委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。

したがって、審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号の3番につきまして説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の3番についてご説明いたします。

議案書の6ページ、議案参考資料については30ページから34ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の30ページのところでございます。

権利の形態は売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、現在、トラック・バスの販売、買取り、修理、リース業を行っておりますが、多角事業経営の一環で飲食業を行うため、申請地を取得し、従業員の駐車場用地として利用するためです。

施設の概要については、普通自動車3台分の駐車場でございます。

整地については、全体を砂利敷きといたします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲は1.2メートルの単管パイプ及び砂利止め用鋼板0.5メートルで砂利の流出を防止いたします。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、飲食業を行うことから保健所との手続中でございます。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを

説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請に係る農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3種農地と判断いたしました。

審査会では、申請除外地に存在する空き店舗を含めた全体的な事業計画について質問したところ、社員食堂を兼ねた飲食店の営業をするため、従業員用の駐車場が必要であるとの報告を受けました。

以上、議案第3号の3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしく審議のほど、お願いいたします。

**議 長** ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

**松戸委員** 13番、松戸です。

今の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

**議 長** ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようでございます。

審査会の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号の4番につきまして説明をお願いいたします。

**第2審査会第1審査班座長** それでは、議案第3号の4番についてご説明させていただきます。

議案書の6ページ、議案参考資料については30ページから34ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の30ページのところでございます。

権利の形態は賃借権の設定です。

申請理由は、現在、トラック・バスの販売、買取り、修理、リース業を行っておりますが、多角事業経営の一環で飲食業を行うため、申請地を取得し、駐車場用地として利用するためです。

施設の概要については、トラック6台分の駐車場です。

整地については、全面砂利敷きといたします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲は1.2メートル単管パイプ及び砂利止め用の鋼板0.5メートルで砂利の流出を防止します。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明を確認いたしました。

他法令については、飲食店の営業を行うことから保健所との手続中でございます。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請に係る農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3種農地と判断いたしました。

審査会では、申請除外地に存在する空き店舗を含めた全体的な事業計画について質問したところ、社員食堂を兼ねた飲食店の営業をするため、大型車の駐車場が必要であるとの報告を受けました。

以上、議案第3号の4番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見を決定しました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議 長** ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

**松戸委員** 議席番号13番、松戸英樹です。

先ほどの座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

**議 長** ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の4番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

---

### ◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書7ページ、報告事項1から、23ページの報告事項8についてご報告させていただきます。

まず、7ページ、8ページ、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、遺贈1件、相続2件の所有権移転により3件の届出を受理いたしました。なお、3件とも斡旋希望はありませんでした。

次に、9ページから10ページ、報告事項2、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、10ページの一番下の記載のとおり、11月分としまして、田3件、541平方メートル、畑12件、4,562平方メートル、合計15件、5,103平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、11ページから13ページ、報告事項3、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、13ページの一番下に記載のとおり、田4件、1,900平方メートル、畑19件、6,146平方メートル、合計23件、8,046平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、15ページ、報告事項4、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、非農地として1件、県知事宛て送付をいたしました。

次に、17ページ、報告事項5、農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、記載のとおり、1件、合意解約の通知を受理いたしました。

次に、19ページから20ページ、報告事項6、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書8件を交付

しました。

次に、21ページ、報告事項7、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取り申出が生じたため1件交付をいたしました。

次に、23ページ、報告事項8、松戸市農業委員会の業務及び運営に関する規程についてですが、記載のとおり、第9条の(5)としまして、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に関すること及び、第9条の(6)としまして、都市農地の賃借の円滑化に関する法律に関すること、こちらを追加をいたしました。

事務局からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和3年1月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時40分